

お 知 ら せ

このたびの大雪により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。

つきましては、12月16日からの大雪による被害により災害救助法が適用された南魚沼市、南魚沼郡湯沢町の被災者のお客様には、状況に応じ下記のとおりお取扱いをさせていただきます。

1. 大雪により災害に遭われた皆様で、預金証書、通帳を紛失された場合でも、ご本人を確認して払戻しいたします。
2. 大雪により災害に遭われた皆様で、届出の印鑑をなくされた場合には、ご本人を確認し拇印にて対応いたします。
3. 大雪により災害に遭われた皆様で、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。また、これを担保とする貸付も対応いたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については窓口にご相談ください。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮いたします。
6. 汚れた紙幣の引換えに応じます。
7. 国債を紛失された場合の相談に応じます。
8. 大雪により災害に遭われた方で、応急資金の必要な方およびご返済、条件等変更を希望される方は窓口にご相談ください。

詳しいことは窓口へお問合せください。

令和2年12月18日

長岡信用金庫